

2020年12月11日

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦 殿

Do テックソリューション株式会社
代表取締役 大崎 達也

回答書

令和2年11月13日付の貴法人からの「申入書兼問合せ書」について、下記の通りご回答致します。

記

1. 第4条第2項について

【原文】

天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他の乙に故意または重大な過失が認められない事由による車両の引き渡しの遅延または不能について、乙は責任を負いません。これらの事由による車両の引き渡しの遅延の場合には、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。

【変更後】

天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他乙の責に帰すべき事由以外の事由による車両の引き渡しの遅延または不能について、乙は責任を負いません。これらの事由による車両の引き渡しの遅延の場合には、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。

2 第5条第1項について

【原文】

(1) 甲は、乙が車両に「エンジン始動制御装置」を搭載することを承諾します。甲は、自ら又は第三者をして「エンジン始動制御装置」の取外しを行ってはなりません。また、甲は、「エンジン始動制御装置」の所有権が乙にあることを了解し、当該所有権を侵害する行為を行いません。

【回答】

エンジン始動装置は、自力救済の為ではなく、使用相当額の支払をした車両の使用権を認めるものであり、使用相当額の支払を怠った車両に対してエンジン始動制御装置を作動させるものであり、消費者の権利を一方的に害するものではないと考えます。

【原文】

(2) 乙は、次の各号に該当するときは、「エンジン始動制御装置」にエンジンの始動を不能とすることことができ、甲はこれに対し一切異議を申し立てないものとします。

【回答】

上記(1)と同じ。

3. 第 5 条第 3 項について

【原文】

「エンジン始動制御装置」を搭載・始動したことにより発生した、通勤・通学の不能、有料駐車場で発生した駐車料金の支払、その他、エンジンを始動、車両を移動することができないことにより発生する賠償については、乙は一切の責任を負わないものとし、すべての甲の責任と費用によって解決するものとします。

【回答】

「エンジン始動制御装置」を搭載・始動したことにより発生した、通勤・通学の不能、有料駐車場で発生した駐車料金の支払、その他、エンジンを始動、車両を移動することができないことにより発生する賠償については、乙は一切の責任を負わないものとし、すべての甲の責任と費用によって解決するものとします。ただし乙の責めに帰すべき事由によるエンジン始動ができなかった場合を除くものとする。

4. 第 14 条第 7 項について

【原文】

(7)死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき」

【回答】

死亡の場合、相続人は、被相続人の一切の権利義務を継承します。これを免れる方法として、相続放棄の制度があります。

よって、消費者の利益を一方的に害するとは言えないと思います。

「刑事上の訴追を受けたとき」に関してですが、日本国では、検察官の高度な判断により、有罪の可能性が極めて高い事案のみを起訴しています。だからこそ、起訴された時点でマスメディアも、実名報道します。この実情によれば「消費者の利益を一方的に害する」とはいえません。

5. 第20条第2項について

【原文】

甲が前項に基づく車両の返還を怠ったときは乙又は乙の指定する者は該当車両の予備鍵を使用し、通知、催告を要することなく、車両の所在場所に立ち入り、車両を搬出できるものとし、甲はあらかじめこれを承諾し、一切異議を申し立てないものとします。

【回答】

該当条項を削除します。

6. 第24条第3項について

連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、乙の同意がなければこれを行使できません。また、乙の請求がある場合には、その権利又は順位を無償で譲渡します。

【回答】

該当条項を削除します。

問合せ事項

1. 第16条第2項(1)について

→「乙が相当と認める方法」による評価又は処分とは具体的にどのような方法か

【回答】

中古車流通価格、当該車両同等スペックを参考にしていきながら引上げ段階の車両状態を勘案し、適正に査定を行います。

以上